

令和4年5月30日

保護者各位

練馬区立光が丘夏の雲小学校  
校長 宮林 伸之

## 学校生活における児童のマスクの着用について

文部科学省より令和4年5月24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されました。

これを受けまして、学校生活における児童のマスク着用につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 1 基本的な考え方

基本的な感染対策の重要性は変わるものではありません。引き続き基本的な感染対策：「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底しながら教育活動を進めてまいります。

また、マスクの着用が不要な場面につきましても、人と十分な距離を確保すること、会話を控えることが原則となります。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

### 2 マスクの着用が不要な場面およびそれに際した留意点

国からの通知を踏まえ、学校生活においてマスク着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。なお、これらの例は記載する場面において児童のマスク着用を禁止する趣旨ではありません。様々な理由からマスク着用を希望する児童につきましては、熱中症対策を講じたうえで適切な対応をしていきます。

#### 【体育の授業】

- (1) 校庭、体育館やプールなど、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。
- (2) 体育の授業においては、児童の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合は呼気が激しくなるような運動を避ける、こまめに換気を行うなどを徹底していきます。
- (3) 体育の授業におけるグループでの話し合いなどでは、間隔を十分に確保できない場合、マスクの着用をする場合がありますことご了承ください。

#### 【登下校時】

- (1) 熱中症のリスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。学校でも登下校時には屋外でマスクを外すよう声をかけてまいります。
- (2) 登下校時にマスクを外す際は、人と十分な距離を確保すること、会話を控えることが原則となりますので、併せて指導してまいります。

#### 【休憩時間等】

- (1) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、同様とします。
- (2) 人と十分な距離を確保すること、会話を控えることが原則となりますので、併せて指導してまいります。